

千葉県営水道事業中期経営計画進行管理方針
〔内部評価〕

平成 3 1 年 4 月

千葉県企業局管理部総務企画課

1 趣旨

本方針は、「千葉県営水道事業中期経営計画」（平成 28 年 3 月策定。以下「計画」という。）に基づき実施する施策・事業（以下「施策等」という。）の実績等を評価することにより、計画の適切な進行管理を行おうとするものである。

施策等の内容と実績等の評価結果を分かりやすく公表することにより、お客様への説明責任を果たし、水道に対するお客様の理解や協力を深めるとともに、信頼を寄せる水道の構築につなげることを目的とする。

なお、評価は、計画に定める実施機関及び内部評価機関による「内部評価」と、外部有識者等の第三者である委員による「外部評価」により実施するものであるが、ここでは内部評価の進行管理方針について定めるものとする。

2 進行管理体制

進行管理は、下記の評価体制により行うものとする。

(1) 内部評価

① 実施機関は施策等の担当課とし、「千葉県営水道事業中期経営計画事業等進行管理総括表」（以下「進行管理総括表」という。）により当該年度の事業内容等を策定し、事業実施後は「施策評価調書（主要施策別）」（様式 1）により実施状況の把握及び実績等の自己評価を行う。

② 内部評価機関は経営戦略会議とし、実施機関による自己評価を踏まえた施策等の実績等の評価を行う。

(2) 外部評価

外部有識者等の第三者である委員（学識経験者及び消費者代表等）は、内部評価結果の評価を行う。

なお、外部評価に当たっては、外部有識者等の第三者である委員で構成する外部評価会議を置く。

3 内部評価の項目等

内部評価に当たっては、「達成状況」及び「成果」を評価項目として設定する。各評価項目に応じた評価の視点を下表のとおり設定する。

評価項目	評価の視点
達成状況	取組の進捗状況はどうか
成果	施策全体を効率的に進め成果が得られているか

4 評点

内部評価の評点は、以下のとおりとする。

(1) 達成状況

達成目標の達成度により以下の a から d の 4 段階で評価を行う。

- a : 達成している (当初予定の 100% 以上)
- b : 概ね達成している (当初予定の 80% 以上 100% 未満)
- c : 未達成だが進展している (当初予定の 50% 以上 80% 未満)
- d : 進展していない (当初予定の 50% 未満)

なお、数値目標がないものについての評価の判定は、上記の区分を一応の目安として行う。

(2) 成果

1) 主要施策(1)～(7)

成果目標の達成度と併せて、当該施策に位置づけた各取組の達成状況を考慮し、以下の基準により a から d の 4 段階で評価を行うとともに施策の達成度を評定する。

- a : 成果が出ている
- b : 概ね成果が出ている
- c : 成果が小さい
- d : 成果が出ていない

成果目標の達成度	取組の達成状況	成果の評価	施策の達成度	
100%以上	全て a	a	100%	
	2/3 以上が a、残りが b		b	95%
	a が 2/3 未満、残りが b			90%
	c が 1 つ、残りが a もしくは b			85%
80%以上 100%未満	全て b 以上	b	80%	
	c が 1 つ、残りが a もしくは b		c	70%
	c が 2 つ以上、残りが a もしくは b			60%
50%以上 80%未満	c が 1 つ以下、残りが a もしくは b	c	50%	
	c が 2 つ以上、残りが a もしくは b			

上記基準に当てはまらない場合は、事務局と協議の上、内部評価を決定するものとする。

また、その内部評価に至った理由等を取組の達成状況を踏まえ、施策評価調書に記載することとする。

2) 運営基盤の強化

成果指標「基本目標1～3に位置づけた7つの主要施策の達成度」の実績については、上記表に基づく各施策の達成度の平均値として算出する。また、成果実績と併せて、当該年度の水道事業の経営状況を考慮し、成果として計画全体の進捗状況を上記1)と同様にaからdの4段階で評価を行う。

※「運営基盤の強化」の主な取組の達成状況は成果の評価には直接反映しない。

5 進行管理作業

(1) 各施策等の実績等の把握と評価

施策等の担当課は施策等の実績等について評価を行い、別紙様式1の「施策評価調書（主要施策別）」を作成する。

(2) 施策評価調書（基本目標別）の作成

総務企画課は、(1)に基づき内部評価機関において行われた評価結果を踏まえ、計画に定める基本目標別に別紙様式2「施策評価調書（基本目標別）」を作成する。

(3) 次年度の事業内容及び目標の設定

これまでの事業の進捗状況及び評価結果を踏まえ、次年度の事業内容及び目標を決定し、進行管理総括表を作成する。

なお、以下に示す事項が生じた場合は、指標の見直し並びに5か年の目標の変更等について、担当課及び事務局で協議した後、千葉県企業局経営戦略会議及び外部評価会議で審議・了承の上、実施することとする。

- ・計画策定時には想定し得なかった外的要因により、事業の実施が困難となり、5か年の目標達成が不可能となった場合
- ・外部評価委員から目標の変更等について、意見・要望があった場合
- ・その他、企業局の方針により、目標の変更等が妥当であると判断された場合

6 所掌事務

(1) 実施機関（施策等の担当課）

- ① 「進行管理総括表」の策定
- ② 施策評価
 - 指標・目標の設定
 - 実績の把握、結果の評価
 - 「施策評価調書（主要施策別）」（様式1）の作成
- ③ 外部評価会議説明資料の作成

(2) 事務局（総務企画課）

- ① 進行管理の庶務
- ② 評価結果の取りまとめ等
 - 「施策評価調書（基本目標別）」（様式2）等の作成
 - 評価結果の公表資料等の作成

(3) 内部評価機関（経営戦略会議）

- ① 「進行管理総括表」の決定
- ② 指標・目標の確定
- ③ 事務局で取りまとめた各評価調書等を踏まえた評価
- ④ 施策等の継続・見直し・休止または廃止等の方向性の判断

7 各作業の実施予定期間

作業項目	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月					
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下			
担当課における施策評価調書の作成 (※前年度の実施状況の把握・自己評価)	■																																						
担当課作成の施策評価調書に対するヒアリング				■																																			
経営戦略会議(内部評価機関)による評価及び 評価結果結果まとめ							■																																
外部評価会議開催 (外部評価の実施)										■																													
外部評価を踏まえた局内の方針決定													■																										
評価結果の公表																■																							
次年度事業内容及び目標の決定 (経営戦略会議)																						■																	
外部評価会議開催 (次年度事業内容及び目標の報告)																															■								

8 評価結果の活用

評価結果については、公表するとともに、予算編成や計画の見直しなどにおいて、積極的に活用する。

II 施策の成果

成果指標		内部評価	
成果目標		a : 成果が出ている	
成果実績		b : 概ね成果が出ている	
		c : 成果が小さい	
		d : 成果が出ていない	
		前年度評価	
(施策の進捗状況) (評価結果の説明・分析) (今後の方向性)			

内部評価機関 (経営戦略会議) における評価	(総合的な意見等)
	(特記事項)

施策評価調書（基本目標別）

基本目標	
施策の趣旨	

評価結果の概要	
---------	--

主要施策ごとの当年度の取組と内部評価結果	
施策（〇） 安定給水の確保	「成果」
主な取組	「達成状況」

外部評価会議 委員の評価	「達成状況、成果」について の内部評価の妥当性	
	A：妥当である 人 B：概ね妥当である 人 C：不十分である 人	
外部評価会議委員 の主な意見等 及び企業局の回答		